

「公益認定等ガイドラインの追加(案)[認可関係]に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	Ⅱ-1-(1)-iii	移行後において「ハ」の事業を追加できないのは当然の考え方だと思うが、新制度への移行期でもあり、移行から数年程度は猶予期間が設けられるべきではないか。	民法34条法人	法人において十分な準備・検討を経て移行の申請をしていただければ、本年12月から5年間の移行期間が設けられていますので、更に別途、経過措置として移行後に猶予期間を設けることは考えていません。
2	Ⅱ-1-(1)-iii	「移行後において実施事業として「ハ」の事業を新たに追加することはできない。」ことについて、以下の理由から追加を認めるべきである。 (理由) 公益目的支出計画を作成する場合、移行時点で法人が実施している事業の中から、各法人の判断によって公益目的支出計画に継続事業として記載することとなる。 しかし、公益目的支出計画の実施期間中に、社会情勢の変化等により当初想定していなかった事態も起こりうる(移行時には黒字であったため継続事業として公益目的支出計画に記載しなかった事業が、移行後に赤字になるなど)。 そうした場合には、移行時に法人が実施していた事業の中からであれば、移行後であっても新たに公益目的支出計画に継続事業として追加することは認められるべきである。 なお、事業の追加に伴う公益目的支出計画の変更の認可は公益認定等委員会への諮問・答申を経るため、追加する事業の公益性は担保されると考える。	民法34条法人 地方公共団体 その他	整備法第119条第2項第1号ハに規定する事業は、「移行認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業」であり、移行後に新たに追加することはできません(FAQX-2-③参照)。 なお、移行認可申請前から実施している事業が整備法第119条第2項第1号イに規定する事業(公益目的事業)に該当するものであれば、移行認可申請時の公益目的支出計画に「イ」の公益目的事業として記載することも可能ですが、「イ」の公益目的事業として公益目的支出計画に追加することも可能です。 また、ガイドラインⅡ-1-(4)-②※のとおり、公益目的支出計画に記載する実施事業等については、支出の総額が収入の総額を上回ることが必要ですが、その範囲内で黒字の実施事業を記載することは可能です。
3	Ⅱ-1-(4)-②	公益目的支出計画における時価評価資産を現物寄附した場合の特定寄附の額の方の考え方と、実施事業資産である時価評価資産を売却した場合の売却損益の額の方の考え方の違いについて明らかにされたい。	個人	整備法施行規則第14条第2項の規定により時価評価資産については、法人の貸借対照表上、算定日の時価を帳簿価額とみなします。よって、移行後に時価評価資産を現物寄附した場合の特定寄附の額や、時価評価資産である実施事業資産を売却した場合の売却損益の額については、算定日の時価に基づいて調整した上で、公益目的支出計画に反映することとなります。
4	Ⅱ-3	(1)移行法人は、移行登記から三ヶ月以内に公益目的財産額を確定するための関連書類(貸借対照表、附属明細書等)を行政庁に提出する必要がある。公益目的財産額の確定の際、不動産鑑定士の鑑定価額等について、申請時の評価額を確定時の評価額と認めることは、移行登記前後は多大な事務作業が予想されるなか、各法人の負担軽減策として評価できる。 同様に、その他の土地、有価証券、美術品等の時価評価資産についても、申請時の評価額を確定時の評価額として認めるべきである。 (2)固定資産税評価額の評価替えのある年は、申請時の固定資産税評価額と、算定日の評価替え後の評価額のうち、法人の選択によりいずれかを算定日の時価とする、とすべきである。	民法34条法人	(1)本追加部分は、ご指摘のとおり公益目的財産額の確定において法人の過大な負担を避けることを意図しており、ここでいう不動産鑑定士の鑑定価額等には、例えば美術品の評価を外部に依頼した場合の評価額は含まれます。 なお、移行の登記をした法人は(移行法人に限らず)、登記の前日を事業年度の末日(整備法施行規則第2条第1項ただし書き)として決算を行います。その際の貸借対照表を基に移行認可申請時と同様の方法で公益目的財産額を確定額を算出しますので、ご指摘のその他の土地や有価証券等の評価に関して、法人に過大な負担を強いるものではないと考えます。 (2)公益目的財産額の算定日はあくまで移行登記の日の前日ですので、固定資産税評価額を土地の時価とする場合は算定日における固定資産税評価額が当該土地の時価となります。

5	Ⅱ-3	申請時の土地の時価評価にあたって、法人が固定資産税評価額を用いた場合でも、確定時において不動産鑑定士による鑑定を行う必要があるのか。	民法34条法人	公益目的財産額の確定時の土地の評価方法は、移行認可申請時と同じであり、必ずしも不動産鑑定士による鑑定は必要ではありません。
6	Ⅱ-3	整備法第125条第1項の変更には該当しないということは、同条第3項の変更の届出を行う必要もないということか。	地方公共団体	ここでいう公益目的支出計画の実施期間の確定は、そもそも整備法第125条第1項の変更には該当しないということであり、当然公益目的支出計画の軽微な変更にも該当しません。
7	Ⅱ-4	今回のガイドライン追加案には、損益計算書の作成にあたって、実施事業等以外の事業(その他の事業)に関する記載がないが、その他の事業について、事業ごとの内容や目的等から関連するものについては、法人の任意でくくりまとめて区分することができる旨を記載すべきある。	民法34条法人	移行法人が各事業年度経過後、行政庁に提出すべき損益計算書(正味財産増減計算書)について、特にガイドラインで示す必要があると考えられる事項として、(少なくとも)実施事業等については事業等ごとに区分して表示する必要がある旨を追加することとしました。ご指摘の実施事業等以外のその他の事業については、法人において必要に応じて目的や内容等から関連するものについてまとめても構いません(FAQX-4-②参照)。
8	Ⅱ-4	移行認可申請に添付する収支予算書や移行後の損益計算書について区分経理が必要となることについて、ガイドラインの末尾に記載するのでは移行認可を検討する法人に対して周知が不十分ではないか。	地方公共団体	移行認可申請時及び移行後において、誤解の生じないようFAQや申請の手引きで説明します。
9	Ⅱ-4	公益目的支出計画における「公益目的支出の額」、「実施事業収入の額」は実施事業全体の収支により算出されるものであるため、損益計算書において個別の実施事業等ごとの区分経理は必要ないとする。中小の法人を初め各法人の負担を最小限にとどめるようにすべきである。	民法34条法人	移行法人において公益目的支出計画が適正に実施されているかを認可行政庁において把握する上で、個々の実施事業等ごとに区分経理されていることは必要です。また、移行認可申請時においても公益目的支出計画が適正であることを審査する上で、同様の表示が必要になります(FAQX-4-②参照)。なお、実施事業について、①公益目的事業は、事業の実態等から類似、関連するものを法人においてまとめて記載することは可能であり、②継続事業は、旧主務官庁に事業報告等で届け出ている事業ごとに記載することになります。
10	Ⅱ-4	損益計算書の内訳表のない平成16年改正基準により会計処理を行う場合でも特別会計などにより実施事業等ごとの区分経理を行うことは可能と考えるがどうか。	その他	ご指摘のとおり、移行法人において特別会計などにより、実施事業等ごとに費用・収益を明らかにすることも可能です(FAQVI-4-③参照)。